

第十六編 産業組合

概説

本年度の我が産業組合界は昨年度に比して大した変化を見なかつた。只稍々注目して大した変化を見なかつた。只稍々注目して大した変化を見なかつた。

本年の我が産業組合界は昨年度に比して大した変化を見なかつた。只稍々注目して大した変化を見なかつた。只稍々注目して大した変化を見なかつた。

消費組合聯合會及び全國を區域とする中央購買組合聯合會等であつて何れも十二年早には設立せられる豫定である。尙朝野の輿論として産業組合を物價調節及び小作人問題解決に利用せんとする風が盛んになつたことも亦看過することの出来ない現象であらう。

記述の順序は昨年と同様第一を産業組合一般とし、第二を消費組合とした。

甲 産業組合一般

第一 産業組合狀況

1 産業組合數 (大正十年末現在)

道府縣	信販	購利	販購	販利	購利	販購	信販	信購	信利	信販	信購	信利	計	有限	無限	保證
北海道	八	一	一	六	二	一	二	七	二	三	二	三	四	三〇	一九	六
東 京	六	一	一	六	一	二	二	七	二	三	二	三	四	二〇	一七	七
大 阪	六	一	一	六	一	二	二	七	二	三	二	三	四	二〇	一七	七
神 奈 川	三	四	二	四	一	四	四	一	一	三	一	三	四	二〇	一七	七
兵 庫	一	三	八	一	二	三	三	二	二	三	二	三	四	二〇	一七	七
産 業 組 合																
	二五	一	八	二〇	三	一	一	三	三	二	一	二	二七	二六	二	七
産 業 組 合	二五	一	八	二〇	三	一	一	三	三	二	一	二	二七	二六	二	七

長新崎群千茨枋奈三愛靜山滋岐長宮福岩青山秋福石富島岡廣山和
歌

崎湯玉馬葉城木良重知岡梨賀阜野城島手森形田井山川取根山島口

四	三	四	三	一	四	三	三	二	八	七	一	〇	壹	七	三	七	壹	三	四	七	三	四	七	三	五	一	八	五	七	〇	七	三	二	七
九	一	九	四	七	六	四	七	一	三	三		五	一	三	九	五		一	七	六			二	三	二	二	九	四	二					
八	三	二	三	〇	三	四	二	三	二	一	九	九	三	四	九	二	一	七	二	五	六	五	四	三	七	四	四	三	五					
二			三	一			一		三	一			三	一	五	二	一		三	五	二	一				六	一	九						
七	三	六	〇	三	五	九	六	一	六	六	三	七	六	五	九	三	六	三	二	三	三	二	八	三	六	一	三	三	六					
			三	一	一	四			一	三	二	三	四	一	二	二			二	二	一		一	二	三	一	四	二	二					
						一	一		三		一	七	二	一	二	一			一		一	四		一										
四	四	五	二	五			二	一	三	五	三	六	〇	一	六		一	二	三	五	〇	一	一	二	七	一	五	六	二					
	一	三	六		三	一	一	一	三	一	一	一	六	二	七	四					一		五	二	五	九	〇	六	二					
二	三	四	六	四	四	四	九	二	四	六	二	四	八	五	二	八	一	三	六	一	〇	〇	一	九	一	〇	三	八	一	〇	二			
二			三			一		一	四		四		六	二	一	,	一	三			二	一	三	二	一	二	一	五						
三	三	八	二	八	七	五	一	五	二	三	四	七	二	五	五	五	三	三	四	九	一	〇	二	三	五	八	一	〇	六	二				
		一	三						一	一		二	四	二	六						一					一	三	九	一					
			一		二	一		三	二	四		三	一	六	二	六		四	七	二	三	一		一		三	一							
五	七	二	五	三	三	八	六	九	五	一	六	一	二	二	九	〇	八	二	五	九	八	三	三	八	二	二	九	八	七	〇	七			
二	九	四	二	六	四	六	三	〇	七	三	〇	五	二	三	八	一	〇	一	二	四	五	二	六	五	二	五	八	三	五	八	四	四	七	
二	八	二	三	二	三	六	二	五	九	一	四	〇	一	二	三	一	五	〇	一	九	九	二	〇	六	七	四	三	〇	四	七	九			
六	五	一	四	三	六	二	四	一	三	七	九	五	一	三	一	〇	一	六	一	九	三	三	〇	九	三	二	〇	元	九	二	三	二	五	四
四	一	六	七	七	二	二	三	三	二	四	九	三	七	九	五	一	〇	一	四		七	二	一	三	二	二	三	二	一					

日本勞働年鑑

大福高愛香徳和山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮長岐滋山静愛三奈枋
 歌

分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手鳥城野阜賀梨岡知重良木

日本勞働年鑑

一 一 | 一 | 一 一 一 | 一 | | 一 一 | | 一 一 一 一 一 一 一 | 一 | 一 二 一 一
				一																		二							
四	三	一 四 二				一						一 二	一		一	六													
三	三			六	四		四 一	一							二 四 一	六 一 一													
一 一 二	一			一	一 一		一 二																						
三						一	七		二 三										一	一 一 三									
一																													
六 九 二 七 一 二 六 〇 一 三 一 一 六 四 四 三 一 一 二 三 一 四 三 五 三 一 四 七 二 一																													
六 七 二 二 一	四 八 一 九	一	二 三 一					三 三 一 二 一 三 七 一 一																					
二	五	二 二 二	三 一	六 二 一 二 一 一 二 三 一 一	四 一	一	一																						

計	信用事業を行ふ聯合會				販賣事業を行ふ聯合會				農商務省農務局の調査に據る生計用品購買を 八年度事業報告に據る。				購買事業を行ふ聯合會				利用事業を行ふ聯合會				
	三	六	元	五	三	一	九	七	一	一	一	一	一	一	一	三	二	二	三		
佐賀																					
熊本																					
熊本																					
宮崎																					
鹿兒島																					
沖繩																					

3 生計用品購買を主とする組合數、
組合員數其他

組合の業態種別
主として農業に關する組合
主として林業に關する組合
主として工業に關する組合
主として商業に關する組合
主として水産に關する組合
主として鑛業に關する組合
主として倅給生活者に關する組合

項目	組合數	組合員數	賣却價額 (産業用品)	(販賣價額)	(加工料)	(利用料)
組合員數	一、五五	二、五八	一五、〇六八、二二	四、七八四、三六四	一、〇三五	二八六、三三一
賣却價額	一、五五	二、五八	一五、〇六八、二二	四、七八四、三六四	一、〇三五	二八六、三三一
(販賣價額)				四、三五六、六〇	七九	五六、〇八一
(加工料)					一〇、九五二	
(利用料)						八、七三三

右の中、特に倅給生活者及勞働者に關する組合を摘出し、之を地方別にすれば、

(一) 主として倅給生活者に關する組合

地方別	組合數	組合員數	購買品賣却價額		販賣價額	加工料	利用料
			生計用品	産業用品			
東京	二	一、一七、六二	二、六〇五、〇三〇				
京都	二	二、三三	六三、三三四				
大阪	三	二、五五	一三三、五七一				
神奈川	二	四、五八	七二、三七二				
長崎	四	四、九六					
新潟	二	二、五八					
埼玉	二	三、六六					
千葉	二	三、六六					
茨城	一	五〇					
栃木	一	一、〇六八					
奈良	一	一、〇六一					
山梨	一	五、六四					

地方	組合数	組合員数	購買品賣却價額	販賣額	加工料	利用料
岐阜	一	四八九	三二、六三三			
長野	二	三七八	五五、五二九			
福島	一	五二	八、一五一			
青森	一	七五	二、八九九			
山形	一	六一	一、四八三			
福井	一	四〇七	六四、五二五			
石川	一	七五二	三九、七二一			
富山	一	五三三	一四、七三三			
鳥取	一	三四八	六一、六六六			
岡山	一	五六	一四九、六〇九			
広島	三	一、〇九一	三〇、九二七			
山口	三	四六四	八四、六八〇			
徳島	三	六五三	三四、〇八七			
香川	二	九〇八	二四、七四七			
愛媛	一	四九六	一五三、九三三			
福岡	四	一、〇七九	一七六、〇六一			
大分	一	一四八	二四、六二〇			
熊本	一	四八八	七〇、七九四			
宮崎	二	七二〇	九、〇八八			
鹿児島	二	一、三二八	二〇三、九二八			
鹿兒島	五	一、〇三七	一九九、五三三			
北海道	八一	三六、九七五	二七、七八一			
計						

地方	組合数	組合員数	購買品賣却價額	販賣額	加工料	利用料
計	一八	三、五六八	二九、〇七二	二八、一六〇		
口林業労働						
地方	組合数	組合員数	購買品賣却價額	販賣額	加工料	利用料
奈良	一	一七五	一六、九九五	四五九		
計	一	一七五	一六、九九五	四五九		
ハ工業労働						
地方	組合数	組合員数	購買品賣却價額	販賣額	加工料	利用料
神奈川	二	二八四	二六三、七四			
長崎	一	三三三				
埼玉	一	四四三	五、七三二			
静岡	一	一〇	二五、五四一			
秋田	一	三五七	九五、四二五			
北海道	七	四、三四一	三三、一二七			
計	七	五、五一一	二七二、五七			
ニ商業労働			該當事項無し			
水産業労働						
地方	組合数	組合員数	購買品賣却價額	販賣額	加工料	利用料
兵庫	一	三三六	六七、六六九	三、二八四		
新潟	二	五八六	一〇五、四三七			
徳島	二	三五四	二四、三八八			
計	五	一、二六六	一九七、四九四	三、二八四		
ハ礦業労働						

地方	組合 數	組合 員數	購買品賣却價額		販賣 價額	加工 料	利用 料	鹿兒島 計
			生計用品	産業用品				
栃木	一	一、二五三	三六、二七六	—	—	—	—	一
								二
								一、三三六
								三、三三三
								四〇八、九三三
								三九四
								—
								—
								—

第二一 産業組合運動

産業組合運動として大正十一年度に於て特に注意すべきものは、

第十八回全國産業組合大會(四月)
産業組合中央會主催第二回婦人講習會(九月)

の二つである。左に其の概要を叙述しよう。

1 第十八回全國産業組合大會

産業組合中央會主催第十八回全國産業組合大會は、平和記念東京博覽會の開會を機とし、四月二十日、二十一日(二十二日は新宿御苑拜觀)、東京市國技館に於て開催せられた。同會に於ける提出議題、協議問題、議決並に表彰せられた産業組合如左。

大會協議問題及決議

○中央會提出問題

現下の經濟及社會の情勢に鑑み産業組合の採るべき方針

産業組合

世界各國戰後經營の實際に照らすに本邦に於ても亦須く大に人心を緊縮し質實穩健の民風を喚起し無益の消費を抑制して生活の安定を圖り生産費を低減して産業の發達を促し分配の改善を圖りて階級間の調和を圖るが如きは現下最も緊急の要務に屬す吾人殊に産業組合に従ふものは協心戮力以て組合の精神と機能とを發揮し如上の要求に對し目的の遂行を期せんとす

第十八回全國産業組合大會に於て

全國産業組合員一同

○支會及會員提出協議問題

一 現行産業組合法の各種別を撤廢し名稱を單に何々産業組合として現行一切の事業を併せ執り得らるゝことに改正せられたき旨建議すること

理由 素と種別を設くるに付ては夫々理由の存することなるべきも熟々之を既往に顧み將來に慮りて其の必要を認めざるのみならず之れが爲めに容易ならざるの繁雜と手数を費し居ることは事實に明かなる所なり故に外國の例等に拘らず今日の世に於ては一

層進歩して自由便益實行を得るの方を執らんとするに在り

右 廣島縣久友信用購買販賣生産組合提出

〔議決〕 猶研究す可きものとして保留

二 購買組合が區域内の市町村學校其他營利を目的とせざる法人に物品を供給し得る様法律改正の件

右 長崎支會提出

〔議決〕 右法律を改正する様其筋に建議すること

三 市長に産業組合監督權を附與せらるゝ様其筋へ法律改正を要望するの件

理由 市部に存する組合の監督を嚴にし其完全なる發達を期する爲め住宅組合法と同様市長に其監督權を附與せられむことを期するにあり

右 三重支會提出

〔議決〕 其の目的を達する様其筋に建議すること

四 農業倉庫經營主體として産業組合聯合會を認めらるゝ様法律改正の促進を其の筋に建議

する

右 埼玉縣産業組合北足立郡部會提出
〔議決〕 其の目的を達する様更に督促すること

五 購買組合需用品中米麥薪炭醬油等の如き重量容積の大なるものは特に鐵道運賃を割引せらるゝ様其筋へ要望の件

右 京都府有限責任都購買組合提出
〔議決〕 建議すること

六 産業組合の取扱ふ物品の輸送に對し特典附與の件
〔議決〕 建議すること

七 産業組合の取扱ふ物品に對し運賃輕減の件
右 二題埼玉縣産業組合南埼玉郡部會提出
〔議決〕 建議すること

八 農業倉庫業者の受寄物運送事業に關する件
理由 農業倉庫業者は其の事業として受寄物の運送取扱ひをなすことを得又之を行ふは受寄物の販賣上最も必要なる事項なりとす而して現今運送取扱營業者は鐵道省公認規定に基き公認せられたるもの多く是等公認運送取扱業者は組合を設け同業者間の聯絡を保ち非公認運送取扱業者の發送せる荷物の荷受をなさないの狀態に在り然るに農業倉庫業者は公認規定に依り公認せらるゝ資格を有せざるを以て受寄物の運送及販賣上

に圓滑を缺き事業執行上不便を感じ障害を及ぼすこと尠からず故に農業倉庫業者の運送取扱事業を完全に遂行し得べき適良の方法を講ぜられむことを其筋に建議せむとす
右 北海道保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會提出
〔議決〕 中央會に研究を一任すること

九 市街地信用組合の拂戻準備金の管理に關する勅令第一條第二項の信用組合聯合會への貯金制限を撤廢せらるゝ様其筋へ建議すること
理由 拂戻準備金管理の手續を少なくするは此の種組合の發達を促す上に必要なるのみならず信用組合聯合會の資金を豊富ならしむる上より妥當なりと認む
〔議決〕 可決

一〇 全國適當の地に産業組合實務講習所の設置を計畫せらるゝ様其筋へ建議すること
理由 産業組合の業務は多岐複雑に亘り而も技術を要する事なるを以て之れに熟練なる者を得ざれば組合の發達得て望むべからず然るに從來の長期講習會は遠隔地の受講希望者には不便とする所多く且つ實務者の養成には未だ缺くる所あり因て全國適當の地に事務所倉庫等も建築し其他産業組合に之を貸與し置き毎年適當の時期に於てこゝに講習所を開設し實務者を養成することを計畫せられんことを希望するものなり

右二題 岡山支會提出
〔議決〕 中央會に於て研究の上相當處理すること

一一 自作農創設維持に關し低利資金の供給を速に實現せられんことを其筋に要望するの件
理由 現今農村の狀態に鑑み自作農創設維持の爲め低利の資金を供給する方法を講ずるは最も必要なりとす故に毎年配當せらるべき産業組合低利資金を特に増配せらるゝと共に簡易生命保險積立金を供給せられんことを要望する所以なり
右 滋賀支會提出

一二 簡易生命保險積立金を特別低利を以て産業組合に供給せらるゝ様其筋に要望すること
右 福井支會提出

一三 簡易生命保險積立金貸付範圍を擴張せらむことを其筋へ建議するの件
理由 政府の融通する産業組合低利資金は常に組合の要望する額に對し極めて僅かに供給せらるゝのみにして組合資金の運用と遺憾の點あれば更に簡易生命保險積立金貸付の範圍を擴張し産業組合にも充分なる供給をなし以て資金運用上遺憾なきを期するに在り

右 三重支會提出
一四 自作農創設維持に關し低利資金の供給を其の筋に請願の件
右 愛知縣産業組合東春日井郡部會提出
〔議決〕 右四問一括同一趣旨の事項建議濟に

付き實現方督促すること

一五 産業組合が不動産を取得する場合の登録税を免除さるゝ様其の筋に建議の件

右 長崎支會提出

一六 産業組合が住宅の供給及自作農の創設維持の爲めに土地建物の所有権を取得し又は之を組合員に移轉する場合の登録税を免除すべく法の改正を其の筋に要望すること

右 福井支會提出

〔議決〕 右二問一括(一五)の趣旨(一六)に包含せしむることゝ可決

一七 産業組合登記省略に付同法を改正すべく主務大臣に建議すること

理由 現行産業組合法は組合の目的、名稱、組織、事務所、出資一口の金額及其拂込の方、法理事監事の住所氏名等を登記すべく命令せらるゝ元來産業組合の性質は他の商事會社と全然異なるのみならず之等事項登記の有無に關し其債權債務者等が果して法の期待するが如き注意を拂ひつゝありや換言すれば此の登記は對内乃至對外的に格別實益するを聞かず然るに其の登記手續に關する組合當事者の苦心と手數とは蓋し想像の外にして多くは主業の傍ら名譽職的に組合事務を掌理する當局者の到底堪ゆるところにあらず加ふるに之れを怠れば制裁するに罰金を以てするが如き餘りに苛酷なるを斷信す

産業組合

方又之れが整理監督に任ずる第一、二次監督官廳の手數寔に甚大なるものあり即ち一は組合當局二は監督者の手數を大に省略し敢て行政整理にも寄與せんとするにあり

〔議決〕 可決

右 新潟縣産業組合南蒲原郡部會提出

一八 府縣産業組合監督費に對し國庫より補助せらるゝ様其の筋に建議すること

理由 本件は屢々大會に於て決議せられたる所なるも未だ實現を見ず之が貫徹は産業組合の指導監督上最も緊急なるを以て極力其達成を計らむことを望む

右 山形支會提出

〔議決〕 (二七)の問題の目的を貫徹すれば自ら解決せらるゝを以て別に建議の要を認めず

一九 産業組合として思想善導上探るべき良法如何

右 京都府有限責任久我村信用購買組合提出

〔議決〕 産業組合の使命たる本來の精神を一層普及徹底せしむる様努力すること而して之が實行方法に付ては大正八年中央會が宣傳したる方法に倣ひ之を行ふ

二十 全國の學校をして其生徒に一層産業組合觀念の涵養に努めしむる様其の筋に建議の件

〔議決〕 (二四)の中に包含するものと認め(二四)として審議せり

二一 産業組合思想宣傳に資せしむる爲め中央會に於て蓄音器に名家の講演を吹込み之を普く紹介せられたきこと

右二題 長崎支會提出

〔議決〕 中央會に一任すること

二二 東京大阪の兩大消費地に於て全國産業組合相互組織に依る大倉庫を建築し中央會の監督の下に之を經營せられん事を中央會に於て幹旋すること

右 新潟縣有限責任神納信用購買組合提出

理由 益々商工業の發展と共に相場變動甚しく景氣時節に於て貨車不廻りとなり有利に販賣することを得ず依て本倉庫を設立し成るべく倉庫料を安くし有利に販賣せんとするにあり

〔議決〕 中央會に研究を委囑すること

二三 中央會に於て廣く全國各種の生産組合と消費組合との聯絡を圖り且つ相當仲介の勞を執らしたき件

右 三重縣産業組合河藝郡部會提出

〔議決〕 現在中央會の幹旋事業を擴張徹底的に購、販、事業の仲介幹旋をなされんことを望む

(附帯議決) 全國を區域とする購販大聯合會設立のことに付て中央會に於て調査研究せられつゝあり其の成案を得れば(二二)(二三)の兩問題は自然解決するを以て右成案の一日も早く發表され且速に實現されんことを望む

二四 産業組合教育を普及徹底せしむるの件

右 埼玉縣産業組合入間郡部會提出

〔議決〕(イ)學校教育に於て一層産業組合觀念の涵養に努むる爲め其筋へ建議すること其の實行は中央會に一任

(ロ)一般教育としては講習講話從來の施設を一層盛ならしめ之を徹底せしむること

二五 購買組合が組合員に賣却する爲め物品販賣業者より仕入るゝ物品に付ては營業税法上に於て卸賣として取扱はるゝ様其筋へ交渉すること

理由 營業税法第十二條の定むる所に據れば物品販賣業者に對する課税は賣上全額を標準として賦課せられ其税率は卸賣と小賣とに區分し卸賣は税率低くして小賣は卸賣に比し約二倍半以上三倍の高率と爲り居れり(即ち卸賣は甲の物品に付ては萬分の八乙の物品に付ては萬分の十一なるも小賣にありては甲は萬分の二十、乙は萬分の三十を課税せらる)而して物品販賣業者より産業組合に賣渡すものは小賣として取扱はるゝ

例なるを以て産業組合が物品を仕入るゝに方りては税金の關係上小賣業者が仕入るゝより不利なる地位に立たざるべからざる場合多し然るに産業組合は自己の計算を以て物品を買入れ更に之を組合員に賣却するものにして組合共のものは直接の消費者に非ざるのみならず其の買入數量は概ね大量なるを以て物品販賣業者より産業組合に賣渡する分は卸賣として課税せらるゝを相當と思考するなり

右 廣島支會提出

〔議決〕 中央會に研究を委嘱すること

二六 産業組合より醬油の生産を爲すため醬油程税則による免許申請の場合は速に免許せらるゝ様中央會より其筋へ交渉せらるゝこと

理由 大正十年産業組合法改正の結果購買組合にて醬油を生産せんとするもの多かるべきも政府當局は容易に免許せられざる意圖なりと聞けり斯くては改正組合法に依り地方經濟の振興を圖ることに於て遺憾なるを以て速かに免許せられんことを切望する以所なり

右 廣島縣産業組合甲奴郡部會提出

〔議決〕 購買事業を營む組合及同聯合會に限り、免許せらるゝ事に内定せる旨當局の言明ありたるを以て建議の要なし

二七 國費を以て地方廳に産業組合専任係官を設置せられむことを其筋へ建議するの件

理由 本件は既に大會に於て決議せられたるも未だ實現せず之が貫徹は全國産業組合の指導監督上最も緊要なるを以て速かに實現せむことを期するに在り

右 三重支會提出

〔議決〕 中央會に於て其趣旨を達成する様一層努力せられんことを望む

二八 産業組合をして煙草小賣人たり得る様其筋に請願の件

理由 本問題は從來屢々提出せられたるものなれ共未だ其筋の認むる所とならず吾等常に遺憾とする所なり此の機會を利用し全會一致を以て其筋に請願せらるゝ様要望するにあり

右 山形縣有限責任庭田信用購買販賣利用組合提出

二九 産業組合に煙草小賣を指定せらるゝ様其筋に建議するの件

〔議決〕 右二問一括して請願することに可決

(方法)(一)請願文案は全國その形式を一定するため現在委員に於て草案の上購買組合に周知する方法を採ること

(二)請願書取纏に付ては中央及各地方に於て夫々委員を設くること

三〇 産業組合の取扱ふ貯金通帳及證書類に印紙税を免除せらるゝ様其筋へ建議するの件

右二題 三重縣有限責任有馬信用購買販賣

組合提出

三一 産業組合及同聯合組合の取扱ふ貯金に關する通帳及證書に對しては印紙税を免除すべく法の改正を其筋に要望すること

右 福井支會提出

三二 貯金通帳に印紙税を免する様法律を改正せられんことを其筋へ建議すること

理由 貯金の奨励は勤儉貯蓄の美風を養成し

醇厚篤實の信念を涵養するものにして其奨励機關の形式は公私異なると雖も其事たるや純然たる公益を善導して其向ふ處を謬り

なからしむるの要あり貯蓄思想鼓吹の如き時宜に適する方法なるべし故に國家は獨り

第十四次表彰産業組合として表彰されたる組合如左。

縣府 組 合 名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

所在地

責任

組合名

郵便貯金に止まらず苟くも零碎の貯金通帳に要する公課を免じ之れが奨励上便益を與へられんことを希望す

右 新潟縣産業組合古志郡部會提出

〔議決〕 右三問一括して左の通り修正可決

産業組合の取扱ふ五十圓以内の貯金通帳及證書に對しては印紙税を免除せらるゝ様其の筋に建議するの件

以上諸問題の外より左の問題の提出あり。且その決議左の如し。

産業組合中央金庫設立促進に關する建議案

〔議決〕

産業組合中央金庫設立は我國産業組合發達の爲に最も必要なことにして全國産業組合が多年希望する所なり今や社會の狀勢は益々産業組合の活動を要望し組合の任務重大なる時に際して之が設立は喫緊の要事とす

此際産業組合中央會より政府に對し來議會に産業組合中央金庫法案を提出せらるゝ様最善の努力を盡されんことを望む

第十八回全國産業組合大會に於て全國産業組合員一同

産業組合

和歌山 有限責任 箕島信用組合
 徳島 有限責任 新野信用生産購買販賣組合
 香川 有限責任 庵治村信用販賣購買生産組合
 愛媛 有限責任 東伯方信用購買販賣生産組合
 愛媛 有限責任 家申信用購買販賣生産組合
 高知 有限責任 吾桑村信用生産販賣購買組合
 福岡 有限責任 田島信用購買販賣組合

有田郡箕島町 福岡 無限責任 荒木信用購買販賣組合
 那賀新野町 大分 有限責任 奈狩江信用購買販賣組合
 木田郡庵治村 佐賀 無限責任 徳富本村信用購買販賣組合
 越智郡東伯方村 第十一次特別表彰産業組合として表彰したる産業組合左の如し。
 南宇和郡内海村 縣府 組合名 所在地
 高岡郡吾桑村 福岡 有限責任 積善信用購買販賣組合 坂井郡大關村
 宗像郡田島村 福岡 無限責任 大川信用購買販賣利用組合 糟屋部大川村

2 産業組合中央會主催第二回 婦人講習會

産業組合中央會主催第二回婦人講習會は九月四日より同十日まで、産業組合中央會に於て開催せられた。

講習修了生二十一名で、其の職業別は左の如くである。

- 高等女學校教員 六 小學校教員 一
- 組合事務員 三 家庭にある婦人 一一

講習題目及び講師如左。
 産業組合概論 千石中央會主事
 社會事業と婦人 岡法學博士
 消費組合の經營 藤田家庭購買組合常務理事

卸賣及小賣市場組織 本多農商務事務官
 生産者より消費者への經路 飯岡農商務技師

我國の消費組合 左子中央會主事
 食物の經濟と營養 澤村農學博士
 産業組合の住宅經營 西垣農學博士

外國の消費組合 家庭購買組合見學

第三 産業組合對策

産業組合に對する施設及び對策としては、大正十一年は殆んど何物をも爲さざりしものと爲し得る位である。左に少しく注意すべき出來事を抄録しよう。

國家及公團體の對策

1 産業組合に電氣事業經營の許可

産業組合が電氣事業經營の件に關しては多年其筋に建議を重ね來り、殊に昨年以來遞信省、農商務省、電氣協會と産業組合中

一 産業組合が自ら設置する共同の工場索道等の動力に供する爲電氣工作物を施設するものは規定の範圍内に於て可成之が施設を認むること

二 産業組合が其組合員に電燈を供給すること

央會との間に交渉に交渉を重ね、終に其の了解を得るに至つたが、今回五月八日付を以て遞信省電氣局長より各地方長官に對して左記の通牒を發した。

産業組合の施設する電氣工作物に關する件
 産業組合に於て電氣工作物を施設せむとするものに對しては大體左記の方針に據り處理のことに決定相成候に付ては貴官に於て電氣工作物の施設を目的とする産業組合の設立を許可し又は本目的の爲めに既設組合の定款の變更を認可せられんとする場合に於ては大正四年四月一日附電第五八五號電氣事務監督に關する内訓の各項に關し取調べ處分前豫め當省へ御打合せ相成様致度(以下略)

記

を主たる目的として電気工作物を施設せむとするもの若しは組合自身の工場等に施設する電気工作物に使用する電気の餘力を電燈用として其組合員に供給せんとするものにありては左の各號に據り處理すること

(一)使用區域(電燈供給區域)は一村又は其一部なること

- (二)使用區域が既設電気事業者の電燈供給區域内なる場合は其の地域が僻遠其の他の事情により既設電気事業者より配電困難なるか若し之が供給を受けむが爲めには多大の寄附を要するときに限り之を認可すること
- 三 組合員に電燈を供給することを主たる目的とする組合にありては使用区域内に於ける特定の部落又は特定人を加入せしめざるが如き電燈の普及に支障ある條項を定款其の他の組合規約中に設けしめざること
- 四 他の事業と併せ電燈供給を營む場合にありては電燈供給に關する經理は特別の計算をなし之が收支を明なからしむること
- 五 一地域に於て電燈を供給する組合を認めたる場合は同一地域に於て更に之と同様の目的を有する他の組合を設ける等により錯雜したる關係を生ぜしめざること

2 消費組合に醤油醸造の許可

從來産業組合には醤油の製造を免許しない方針であつたが、而も東京市の購買

産業組合

組合共同會淀橋出張所には許可せられてゐた——六月十九日農第一四〇一九號に依つて、消費組合に限り許可せられることとなつた。乃ち同通牒に言ふ。

産業組合に對する醤油製造免許の件に關しては大正九年以來屢大藏省と交渉を重ね居り候處今般大要左記の主旨に依り免許せらるべき旨大藏省の方針決定致候に付御了知相成度此段及通牒候也

記

- 一 産業組合に對する醤油製造の免許は購買組合に對しては醤油税則施行規則第二條の各號に該當せざる限り之を與ふること
- 二 購買事業の外他の事業を兼營する組合に付ては販賣部に於て醤油の販賣を爲さざるものに限り製造免許を與ふること
- 三 一度免許を受けたる以上爾後販賣部に於ては醤油の販賣を營むことを爲さざることとする、若し強て之を希望する場合は先以て購買部の醤油製造免許の取消を受けしむること

〔參照〕 醤油税則施行規則第二條を參考のため摘録す。

- 第二條 左ノ各號ニ該當スルトキハ稅務署長ハ醤油製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ
- 一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ

但シ稅務署長ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラス

二 醤油税則若ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戸主家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署長ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

乙 消費組合

第一 消費組合狀況

1 當研究所第三回全國消費組合調査結果

當研究所は大正十一年七月より九月にかけて第三回の全國的消費組合(大正十年末の成績)の調査を行つた。左に其の結果の主要なる部分を掲げ、之を大正十年末の調査(即ち大正九年末の成績)と比較しつゝ、論評を試みるであらう(尙當研究所の第一及び第二回の全國的消費組合の調査結果は當研究所叢書久留間鮫造、丸岡重堯兩氏著『本邦消費組合論』に就いて見られ度い)。

先づ最初に注意して置かなければならぬことは本年度の調査の場合には、經濟用品

のみを取扱ふ單營購買組合のみならず、斯かる組合にして經濟資金をのみ貸付くる信用組合を兼營してゐる信用購買組合をも、又前二者又は其の何れか一方の組合にして『經濟に必要な設備を利用せしむる』ところの利用組合(主として住宅組合)を兼營せるもの——否寧ろ住宅組合を主として前二者の如きを其の附隨事業とするもの——をも併せて調査したことである。之は消費組合なる觀念を消費者としての組合と解釋して、本邦に於ける其の現状を知らうとしたからである。然し斯かる消費者の爲めの利用組合が許されたのは大正十年の産業組合法の改正からであるので、其の數も少なく、假令設立せられたものでも事業未開始か若くは創立日尙淺き爲め、回答に接したのも僅か二三に過ぎなかつた。それで此種の組合に就いては、各府縣から回答せられた組合數を擧げ、此種の組合の典型的なものとして有限責任東京建築信用購買利用組合の概況を掲げることをつて満足しなければならぬ。

尙左に掲ぐる組合數は大正十一年六月末までに設立せられたものである。

東京府	十九組合
香川縣	三組合
大阪府	二組合
三重縣	一組合
徳島縣	一組合
合計	二十六組合

「東京建築信用購買利用組合」の概況に就いては特に後段に記述する。

従つて次に述べる統計及び記述は經濟用品のみを取扱ふ單營購買組合及び此種の組合と經濟用資金のみを貸付くる信用組合と兼營組合とに關してである。後者の組合數は僅か十一組合、其の中回答を得た組合は六組合、前者の組合數は百四十一組合、其の中回答を得た組合は五十八組合、合計組合數百五十六組合、回答を得た組合六十四

組合である。組合數 一組合 大正九年末と比較すれば、信用兼營の一組合を除外して、二十八組合の増加である大正九年度の増加二十四組合、大正八年度の二十二組合、大正七年度の十四組合に比較する時は、大正十年度も亦其の組合數に於て順調の發達をなしたのと言ひ得るであらう。

二組合員

六十四組合の組合員總計は五萬六千五百四十七人にして、一組合平均員數八百八十四人であつて、大正九年末の九百四十四人に比し少し減少してゐる。今左に此等の總組合員が如何なる大さの組合に分布せられてゐるかを大正九年度の夫れと比較してみよう。

組合員數	大正十年末	大正九年末	大正十年末	大正九年末
一、〇〇〇人以上	一五	一一	二二	二二
一、〇〇〇人未滿七〇〇人以上	二	二	三	四
七〇〇人未滿五〇〇人以上	八	四	一三	八
五〇〇人未滿三〇〇人以上	一三	一三	二〇	二六
三〇〇人以下	二六	二〇	四一	四〇

右の表に據つて知る如く大正九年度と比較して大して相違を見ないが、只幾分注意すべきは五〇〇人未満三〇〇人以上が二割六分から二割に減少し、七〇〇人未満五〇〇人以上が八分から一割三分に増加したことであつて、之は組合の大さから見て喜ぶべきことである。然し三〇〇人以下の小組合が尙依然として四割餘を占めてゐることは悲しむべきことである。消費組合の經營が組合員數の小さい爲めに亨くべき筈の利益を享け得ないことを想像する時、日本の消費組合の振はざる原因の一つは正に此の組合員數の過少に在すると言ふべきであらう。

組合名	所在地	組合員	
		大正十年末	大正九年末
爲替貯金共済義會購買組合	(東京市)	七、四七三	五、六〇四
浪速購買組合	(大阪市)	七、二二七	七、〇六四
日本製鋼所員購買組合	(室蘭市)	三、六八八	五、三三三
共同會	(東京市)	三、五七七	三、〇七

産業組合

各宗社 (東京市) 三、三三三 三、三三二
 共榮社 (東京市) 二、七九九 二、八三三
 小坂嶺山購買組 (秋田縣) 二、六五五 二、五三二
 名古屋選友購買 (名古屋市) 二、〇〇九 二、〇一九

業が一分減少して、雑業が五分の増加を示してゐる。茲に雑業と云ふは言ふまでもなく俸給生活者及び筋肉労働者の殆んど八、九割を占めてゐる部門である。従つて茲に注意を要することは、大正十年度に於ては會社附屬の組合員が減少してゐるにも拘らず、雑業が五分も増加したことであつて、吾は之に依つて本邦の消費組合が漸次俸給生活者及び筋肉労働者の組合となりつゝあることを發見する。

次に此等組合員の職業別を示せば、農業三百十三人、商業五千五百三十二人、工業二千七百五人、雑業四萬七千九百九十八人其の百分比は農業〇%、商業一〇%、工業五%、雑業八五%、であつて大正九年末の百分比は農業〇%、商業一四%、工業六%、雑業八〇%に比較する時は、商業が四分、工業

と變りはないから之を略し、組合の事業資金たる拂込出資金、各種積立金及借入金の狀態を左に表示しよう。

資金種別	六十四組合總計		百分比	大正九年末百分比	一組合平均
	金額	金額			
拂込出資金	八七六、四三〇・一八五	一、〇〇〇	五	一〇	一三、七五五・七六四
各種積立金	一六二、五三八・六六五	一、〇〇〇	一〇	九	二、五三三・八八五
借入金	五二八、五一・七七〇	一、〇〇〇	三三	三三	八、一〇三・三六五
合計	一、五五八、五三〇・二二〇	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二四、三三三・〇三四

即ち資金種別の狀態は大正九年末の夫れ 四 事業概況
 と殆んど變りを見ない。 六十三組合の總賣却額は八百十五萬九千

百十六圓五十錢二厘、一組合平均賣却額十
 二萬九千五百九圓七十八錢五厘、之を大正
 九年末の四十九組合の總賣却額八百十四萬
 千七十八圓六十二錢、一組合平均賣却額十
 六萬六千三百三十圓六十五錢に比較する時
 は、其の賣却額に於て甚だしく減少したこ
 とが分かる。然し茲に注意しなければなら
 ぬことは物價問題である。先づ大正九年と
 大正十年との物價を日本銀行の調査せる東
 京物價に就いてみると、明治三十三年十月
 を一〇〇とした指數が大正九年十二月の
 平均は三四〇であつたものが、大正十年に
 は二七三に下落したことである。斯く觀察
 すると、大正十年年度の賣却高は實質上に於
 ては夫れ程減少はしてゐないであらう。
 次に賣却額の多い組合を左に掲ぐれば、

日本製鋼所員購買組合

大正十年中 一、五二一、九八〇・六五〇

大正九年中 二、二四一、三三一・五〇〇

左の如くなる。

次に一年間の一人當り賣却額を六十二組合に就いて調べれば

浪速購買組合

七三三、七三三・二九〇

二〇五、六四五・二四〇

五〇圓未滿

大正十年中 大正九年中

共 同 會

七三二、九七二・〇〇〇

八三三、三六六・〇二〇

一〇〇圓以上一五〇圓未滿

一〇〇 一〇〇

共 榮 社

五五八、八八一・五七五

八四六、九七二・〇〇〇

一〇〇圓以上一五〇圓未滿

一五〇 一〇〇

各 宗 社

三三七、九九〇・一六〇

七五九、九八三・五八

一五〇圓以上二〇〇圓未滿

一五〇 一〇〇

家庭購買組合

二二七、七五二・九〇〇

一四九、八七八・八二〇

二五〇圓以上三〇〇圓未滿

二五〇 一〇〇

右の中浪速購買組合は大正九年五月から事業を開始したから
 別として、他は家庭購買組合を例外として餘は全部其の賣却額
 が減少してゐる。

即ち賣却額の多い組合が減少して、賣却
 額の少ない組合が著しく増加したことは決
 して良い現象ではない。勿論物價の問題も
 考慮に入れるが。

五 剩餘金處分方法

六十四組合の中で剩餘金を生ぜし組合五
 十三組合、損失を生ぜし組合十組合、不明
 一組合である。其の剩餘金を生ぜし組合五

處分項目	總額	百分比	大正九年末	大正九年末百
準 備 金	四、八八・九七九	三	三	三
其他積立金	二八、二〇〇・〇七六	三	六	三
出資配當金	三三、三〇〇・七〇一	九	元	元
購買配當金	四、三三三・〇四五	元	三	三

(大正十年末現在)

一組合平均剩餘金は三千百三十五圓八錢
 九厘、之を大正九年度の一千七百三十八圓
 二錢と比較すると非常な剩餘金の増加であ
 る。ところが損失組合十組合の中其の額の
 知れてゐる五組合の損失總額は十八萬二千
 九百九十六圓四十九錢一厘、一組合平均額

三萬六千五百九十九圓二十九錢八厘で、之を大正九年度の六千一百五十九圓三十三錢一厘と比較すると之亦異常なる増加である。そして右の五組合の中家庭購買組合を除いて他は全部前年來よりの損失を十年度に於て更らに増大せしめたに過ぎない。然し組合全體の成績を通觀する時は、概して成績がヨリよかつたと言ひ得るであらう。

今、左に有限責任東京建築信用購買利用組合の概況を一例として掲げよう。

有限責任東京建築信用購買利用組合

大正十年八月の産業組合法の改正に伴つて本年度に於ては同法に據る建築組合が増加して來た。殊に東京に於て然りである。今其の一例として東京建築信用購買利用組合を擧げ、之を論述するであらう。

本組合は大正八年七月三日設立の許可を得、事務所を東京市四谷區旭町一番地に置き、同月二十一日事業を開始した。設立の動機をなすものは、現常務理事農學博士西垣恒矩氏が都市住宅問題の漸やく喧しくなるに對して、組合に依つて之が解決を圖ら

んとしたに在る。元は信用購買組合であつたが、大正十年八月組合法の改正に伴つて利用部をも加へたものである。其の目的とするところは住宅を取得し得ざる勞働者又は俸給生活者に對し組合所有に係る家屋を低廉に而も簡易に取得せしめ、又は取得し得ざるものには賃貸せしめるに在る。尙將來の計畫としては勞働者及び貧民の爲めに『テネメント』（共同的一大貸家にして、夫婦共稼ぎの必要上、留守中の監督は勿論、託兒所、共同浴場、共同理髮所等を持つもの）を建設することである。

左に各項目に分つて本組合の狀況を論述するであらう。

一 組合員

イ 組合員累年表

大正八年末	三八
同九年末	八〇
同十年末	九四
同十一年一月現在	一六一

ロ 職業別

商人六人の外全部官公吏、會社員並に軍人

二 資金

出資一口金額は五拾圓にして、其所有口數等左の如し。

イ 所有口數員數別表

(大正十年十二月末現在)

所有口數	員數
一〇	一
一四	一
一五	二
二〇	三
三〇	三
五〇	七
計	一九

ロ 出資口數及拂込出資額累年表

(各年十二月末現在)

年次	出資口數	拂込出資金
大正八年	五九	七、八六〇〇
同九年	八五	三、三〇〇〇
同十年	九五	一七、九八二〇
同十一年一月	一〇四	二〇、九〇三・二〇

ハ 出資拂込の方法

最も多數のものは最初に出資金の二割即ち拾圓を納め第二回目から一口に付き壹圓宛を毎月

末に納める。第二の方法は毎月納める代りに半年度毎に納めるもの。第三の方法は最初或額を納め、残額は滿二ヶ年以内に納めるものである。

ニ 積立金額累年表

(各年十二月末現在)

年次	積立金額
大正七年	四、〇〇〇
同八年	一、四〇〇
同九年	三〇九・五一〇
同十年	一、一四九・一六〇

ホ 累年借入金額

年次	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年一月
借入金	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	二八、〇八六・七
償還金	一〇、〇〇〇・〇〇	三、八七・五	三、八七・五	—
へ 累年剰余金	—	一五、〇〇〇・〇〇	三、一六二・五	五、二四九・三

イ 貸付金額累年表

年次	貸付金額	償還金額	年度末
大正八年	—	—	三八五
同九年	—	—	一、一一四
同十年	—	—	三、三四八
同十一年一月末	—	—	七一〇

期限は十五ヶ年なるも、普通十ヶ年以内のものが多し。経済資金は一ヶ月限りの約手にて融通する。貸付最高限度五千圓、月賦償還。

イ 貯金總額累年表

年次	受入	拂戻	年度末
大正八年	一、五〇・三〇	四、〇〇・三〇	一、四〇〇・〇〇
同九年	一、四六・四	二、五六・四	—
同十年	三、九一・五	三、四二・三	一、三七〇・三

貯金利息は年七分二厘
尙ほ貸借対照表、損益計算表を示せば次の如くである。

貸借対照表 (大正十一年二月二十八日現在)

科 目	金額
貸付資金に就いて	三〇、五二・八
其の用途は主として建築資金であつて、最長	—

科 目

金額

出 資 金

金額

購買部

年次	賣却戸數	金額
大正九年	八	一八、〇五九・三
同十年	五	一四、五〇〇・〇
合計	一三	三二、五五九・三

利用部

種類	戸數
イ 設備の種類	—
住宅	四七
アパートメント	*一
公衆食堂	一

(*アパートメントは内部に一室あり)

ロ 設備の利用に就いて

貸住宅に就いては別に變つたところがないが、「アパートメント」は三階建一大洋館であつて、之を二十一戸に区分し、瓦斯及び電気、呼鈴は各室に、電話機、水道及び便所は各階に備へ、電話交換臺にて自由に交換せしめ、食料は三食共公衆食堂から運んでゐる。尙一般中産階級以下の者の爲めに「新宿公衆食堂」を建設してある。

貸付金		預入金		土地金		建物金		什器金		假借金		振替貯金		借地敷金		東京府聯合會出資		電氣		瓦斯暖爐		前期未收金		現金					
	九〇、六四〇・〇八		一八、一三六・四三		三三、二九八・一〇		三三、六九七・五四		七四九・一九		四二、八二〇・三三		七五五・一八		一、二四〇・八〇		四、〇〇〇・〇〇		五五〇・五〇		一一一・六〇		一、二五六・二三		二、一二三・九三		三三六、三〇四・五九		
貯入金	三、三三六・三九	借入金	二五四、〇四九・二一	準備金	一、一三〇・五八	假借金	一、七〇五・五九	保證金	六、五三六・五〇	未拂利息	三、四四九・五一	建物償却積立金	三、〇〇〇・〇〇	前年度繰越金	二七四・三四	剰余金	一、二五二・七九	合計	三三六、三〇四・五九										

損益表 (大正十一年二月廿八日現在)

利益之部		損失之部	
科 目	金額	科 目	金額
貸付金利息	四、八二〇・二六	貯金利息	八七・七三
購買利益	一〇〇・〇〇	借入金利息	一、八三三・九八
合計	一〇、〇二五・四七	諸給	一、八九一・六六
		通信費	六五・二九
		旅費	二八・四三
		會議費	一五・九七
		差引剩餘金	金壹千貳百五拾貳圓七拾九錢也
科 目	金額	科 目	金額
雜用	五、〇三三・二六	消費	一八・二〇
雜入	三三・〇三	敷地料	五六・三四
		雜費	三四・三〇
		仕拂備金	三、〇〇〇・〇〇
		合計	八、七二二・六八

産業組合

2 大阪府下に於ける消費組合の發達

(大阪府廳調査)

明治四十年十月に於て初めて土居通夫、田淵知秋氏等に依りて浪速購買組合の前身たる大阪購買組合設立せられ續いて同年十月二日日用品並職業用品共同購入の目的を以て購買組合醫士共用會(明治四十四年解散、其の事由不明)の設立を見、翌四十一年一月に於て浪華共同購買組合、八月に於て大阪軍人購買組合の二組合設立せられ茲に消費結合四を數ふるに至りしも浪華共同購買組合は同年九月に至りて其の事由は不明なるも解散の厄運に會せり。而れども消費組合の必要は漸次各方面に認められしもの、如く翌四十二年に於て大阪湯屋業購買組合(産業用品を共に取扱ひしもの、如し大正五年解散)四十三年に大阪遞友購買組合設立せれ翌四十四年に於ては南海鐵道沿線の住民を以て組織せる南海購買組合(大正五年解散)初めて郡部に於て設立せられ茲に同年末現在の組合數五組合を算せり。四十

五年及大正二年の二ケ年は何等増加を見ず 組合經營は依然として困難の域を脱せざる 先覺者をして聯合の必要を感知せしめ今春大正三年に於て一組合、越えて六年七年に 合が如かりき。然れども府の奨励と疎つて社に於て京都、兵庫 組合と相結びて關西消費組合の設立を見たるが漸く其の機會の狀況は尙も此の運動を促進し十年に於ては八組合、十一年に於て一組合設立せられ現在に於ては實に二十組合を算す。日聯合會 (Wholesale Society) 設立の準備を爲し其の實現に力め居れり。

三組合郡部に於て二組合設立せられたるが 組合經營の困難は府下の組合經營者中の

大阪府下に於ける消費組合累年表

年次	明治四十年		同四十一年		同四十二年		同四十三年		同四十四年		同四十五年		大正二年		同三年		同四年		同五年		同六年		同七年		同八年		同九年		同十年		同十一年	
	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減		
郡市別	設立年未 解散現在		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃		〃〃	
大阪市	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
堺市																																
西成郡	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
東成郡	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
豊能郡	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
泉北郡	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
北河内郡	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
計	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減

() 解散組合數なり

準消費組合なり

準消費組合三を含む

備考

3 大阪府下に於ける消費組合

の現況

(大阪府廳調査)

一 組合數(大正十一年五月末現在)

大阪府 一〇組合

西成郡 二組合
東成郡 一同
豐能郡 二同
泉北郡 一同
計 一六同

二 組合員種類別

A 一般市町民を中心とする組合 三組合
B 會社又は官廳專屬の組合 三同
C 俸給生活者を中心とする組合 六同
D 労働者を中心とする組合 四同

其他準消費組合として大阪府下に三組合、北河内郡に一組合あり。

三 事業成績

A 一般市町民を中心とする組合

組合名	組合員數	出資金 拂込濟出資	大正十年 度の賣却高
大阪市浪速購買組合	七、二一	六六〇、三四〇	七三三、七三
西成郡北大阪購買組合	一三	一三、〇五〇	六三、九三〇
東成郡安立購買組合	三三	三、五四〇	四一、四四〇
計		六九六、三三〇	八〇〇、〇九三

B 會社又は官廳專屬の組合

組合名	組合員數	出資金 拂込濟出資	大正十年 度の賣却高
大阪市大阪選友購買組合	一、五〇〇	一、五〇〇	四〇、九三〇
同 大阪貯金支局共濟義會購買組合	七〇〇	七〇〇	三五、一六五
同 大阪商船購買組合	五八	一、〇五〇	二七六、八六五
計	二、七七八	三、二五〇	三五四、九六四

D 労働者を中心とする組合

組合名	組合員數	出資金 拂込濟出資	大正十年 度の賣却高
大阪市購買組合新生社	六三五	二八、九八〇	五三、〇六二
同 鶴町購買組合	七四	一三、五〇〇	六八、三三七
同 北港購買組合	一	一〇、三〇〇	一八三、一四六
同 豐能郡櫻井購買組合	一六五	六、一四〇	六、五〇二
同 空町購買組合	一五九	一〇、三〇〇	六、五〇二
同 泉南郡南海沿線購買組合	七二	八、五〇〇	六、五〇二
計	一、〇九四	八五、〇二〇	一八三、一四六
大阪市購買組合共益社	一、四八一	五三、八四〇	一五、八六八
同 南恩賀島購買組合	九四	二、九二四	二、〇九五
同 購買組合大阪労働社	三三〇	一、八八五	三、七六七
計	三、三三三	六〇、五六九	三、七六七

産業組合

C 俸給生活者を中心とする組合

三五三

西成郡購買組合協力社

一五九

一、八〇〇
一、三〇五

二〇、九三三

計

二、〇四四

六一、五五五
二五、七六五

二〇三、六六三

府下に於ける消費組合は概して順潮に發達しつゝあるも、之を仔細に觀察するとき

は、收支相償ひて缺損を生ぜざるものは全組合の約半數に止まるべく、其の眞に基礎の鞏固なるものに至りては一二組合に過ぎず、之れ全く設立後日淺きに依るものと云ふべし。

第二 消費組合運動

關西消費組合協會の成立

兵庫縣住吉町の灘購買組合長那須善治氏の發起による兵庫、京都、大阪の一縣二府を包括する關西購買組合の聯合會は、三月十日大阪市の購買組合共益社に於て各組合の代表者が會合し、協議の結果關西消費組合協會を創立した。規約並に加盟組合如

尙ほ同協會に加盟せる消費組合名を擧ぐれば、

京都府

府廳内赤十字京都支部内

府下伏見町京町二丁目二四一

大阪府

關西消費組合協會規約

名稱

第一條 本會ハ關西消費組合協會ト稱ス

組織

第二條 本會ハ大阪府京都府及兵庫縣下ニ於ケル消費組合ヲ以テ組織ス

目的

第三條 本會ハ加盟組合相互ノ連絡ヲ計リ消費組合ノ普及及發達ヲ講スルヲ以テ目的トス

事業

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一

消費組合主義ヲ宣傳スルコト

二

聯合仕入及聯合生産ノ促進

三

事業遂行上ノ共助

四

其他本會ノ目的遂行上ニ必要ナル事項

事務所

第五條 本會ノ事務所ハ大阪市東區道修町一丁目二十番地ニ置ク

役員

第六條 本會ニ幹事三名ヲ置キ組合協議會ニ於

テ互選ス

幹事ノ任期ハ滿一ケ年トシ再選ヲ妨ケス

第七條 幹事ハ本會ニ代表シ會務ヲ處理ス

第八條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク顧問ハ協議會ノ推薦ニ依ル

會務

第九條 協議會ハ隔月一回之ヲ開催ス

但緊急必要アル場合ハ臨時ニ之ヲ開催ス

第十條 協議會ノ決議ハ加盟組合ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十一條 本會ノ經費ハ加盟組合ノ負擔トシ其負擔歩合ハ協議會ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 本會ハ特志家ノ寄附ヲ受クルコトヲ得

第十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第十四條 幹事ハ毎年一月會務報告ヲナスモノトス

附則

第十五條 本規約ノ改廢ハ協議會ノ決議ニヨルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

都購買組合
伏見購買組合

大阪市南區天王寺田町三、五五二
大阪市西區四貫島町一四一
大阪市西區南恩加島町二
大阪市西區靱中通リ三ノ一五
府下西成郡鷺洲町海老江一、〇八七

新 生 社
大阪 共 働 社
南恩加島購買組合
共 益 社
協 力 社

府下豐能郡箕面村字櫻井
府下豐能郡池田町室町一、〇五五
府下泉北郡宇石町今在家番外二七
大阪市東區道修町一ノ二〇
兵 庫 縣
神戸市八幡通五丁目
縣下武庫郡住吉町

櫻井購買組合
室町購買組合
南海沿線購買組合
浪速購買組合
神戸購買組合
灘購買組合